

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 実施方針の策定の見通しについて

令和6年10月28日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条の規定に順次、次のとおり公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務	設計・施工：5年 管理運営：15年	国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務	兵庫県川西市国崎字 小路13番地	令和6年11月（予定）